
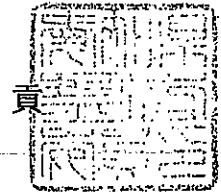


注意事項					公印使用承認	施行日等		
起案日	令和 5年 3月10日					令和 5年 3月20日		
供覧日								
文書番号	4監査第176号							
決裁種別	電子							
施行方法	手渡し				施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>		
備考					起案者氏名 赤井 慎一 課 (地方機関) 事務局 (監) グループ (課) 監査第一課			
題名 住民監査請求に基づく監査のための調査について								文書種別
								伺い
課長	課長補佐	主査	主事	主事				
伊藤 徳男	小松 直基	朝日 陽一	大和田 信 紀	松永 麻希				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求					
伺い文								
<p>令和 5年 2月22日付けの 2 件の住民監査請求 (政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について) について、地方自治法第199条第 8 項に基づく関係人調査を実施することとし、別添案のとおり関係人宛て依頼することとしてよろしいか。</p>								

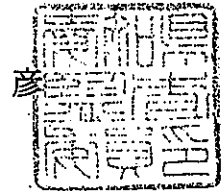
4 監査第 176 号
令和 5 年 3 月 20 日

愛知県議会議員
渡辺 昇 様

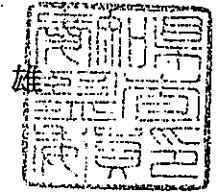
愛知県監査委員 前 田



同 川 上 明 彦



同 山 内 和 雄



住民監査請求に基づく監査のための調査について（依頼）

早春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 29 (2017) 年度の政務活動費に係る事務所費の返還及び令和 3 (2021) 年度の政務活動費に係る調査研究費の返還につきまして、令和 5 年 2 月 22 日付けで、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく 2 件の住民監査請求があり、愛知県監査委員は、監査を行うことといたしました。

この監査に当たり、同法第 199 条第 8 項に基づく調査を行うことが必要であると認めましたので、これを実施させていただきます。なお、住民監査請求に関する監査や勧告は、同法第 242 条第 6 項の規定に基づき住民監査請求があった日から 60 日以内に行わなければなりませんので、御多用とは存じますが、別添の調査票について、令和 5 年 3 月 31 日（金）までに回答していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

なお、この調査を踏まえてとりまとめた監査結果につきましては、同条第 5 項の規定に基づき愛知県公報に登載し公表するとともに、ウェブページにも掲載します。監査結果には、本照会に対する回答の内容及び回答の有無を記載することがありますので御承知ください。

担当 監査委員事務局監査第一課

企画・特別監査グループ(松村)

電話 052-954-6805 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6967

E-mail:kansa@pref.aichi.lg.jp

(守)

4 監査第 号
令和5年 月 日

愛知県議会議員
渡辺 昇 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

住民監査請求に基づく監査のための調査について（依頼）

早春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成29(2017)年度の政務活動費に係る事務所費の返還及び令和3(2021)年度の政務活動費に係る調査研究費の返還につきまして、令和5年2月22日付けで、地方自治法第242条第1項の規定に基づく2件の住民監査請求があり、愛知県監査委員は、監査を行うことといたしました。

この監査に当たり、同法第199条第8項に基づく調査を行うことが必要であると認めましたので、これを実施させていただきます。なお、住民監査請求に関する監査や勧告は、同法第242条第6項の規定に基づき住民監査請求があった日から60日以内に行わなければなりませんので、御多用とは存じますが、別添の調査票について回答していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

（令和5年2月22日）

なお、この調査を踏まえてとりまとめた監査結果につきましては、同条第5項の規定に基づき愛知県公報に登載し公表するとともに、ウェブページにも掲載します。監査結果には、本照会に対する回答の内容及び回答の有無を記載することがありますので御承知ください。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ（松村）
電話 052-954-6805（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6967
E-mail:kansa@pref.aichi.lg.jp

(参考)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抜粋)

第 199 条 1~7 略

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 以下 略

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2~4 略

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 以下 略

調査票

1 はじめに

- (1) 今回の2件の住民監査請求（事務所費に係るもの及び調査研究費に係るもの）に伴い、現状、以下の調査・確認が必要であると考えています。よろしく御回答ください。
- (2) 愛知県議会議長が定める政務活動費マニュアル（令和2年12月）（以下「マニュアル」といいます。）では、「事務所費」に関する留意点として、「事務所の購入については、充当は認められない。また自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」と明記しています。そして、当職は、政務活動費に関する住民監査請求に係る令和5年2月13日付けの監査結果において、「政務活動費を事務所費として充当することについて、議員又は議員と生計を一にしている親族が支配株主となっている法人所有の事務所については賃借料相当を計上することは認められないと解するのが相当である。」と示したところです。回答に当たっては、これらの点についても御留意ください。
- (3) また、マニュアルでは、「調査研究費」に関する留意点として、次の点を明記していますので、回答に当たっては御留意ください。
 - ア 海外において調査研究活動を実施した場合は政務活動費海外調査報告書を、県外において政務活動を実施した場合は政務活動費県外活動報告書を作成し、その目的、内容、成果等を明らかにする。
 - イ 政務活動内容が説明できる書類としては、会議等開催通知、案内状、報告書等が該当し、これらを整理保管しておく必要がある。

2 具体的な質問

1. 事務所費について【事務所として使用する建物等に関する権利等について】

- (1) 貴職は、平成29（2017）年度において、事務所をその所有者である株式会社東洋観光（以下「東洋観光」といいます。）から賃借されており、政務活動費の一部を賃借料として充当していたということで間違いはないでしょうか。この点につき、事務所の賃借に係る賃貸借契約書の写しを御提出ください。
- (2) 平成29年度当時において、貴職は東洋観光の代表取締役であったことは間違いはないでしょうか。
- (3) 平成29年度当時において貴職が東洋観光の代表取締役であった場合、東洋観光の当時の株式所有関係についてお尋ねします。

ア 貴職は、平成 29 年度当時において東洋観光の株式を所有されておりましたか。仮に、所有されていた場合、その株式数を教えてください。

イ 貴職以外の株主の中に、平成 29 年度当時において貴職の親族であり生計を一にしている方はいらっしゃいましたか。仮に、そのような方がいるのであれば、その方の氏名及び貴職との親族関係並びに所有する東洋観光の株式数を教えてください。

ウ ア及びイの質問に対しては、東洋観光の平成 29 年度の税務申告時の法人税申告書別表 2「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを提出していただくことが、株主の概要部分を確認するにあたり簡明と思われまふ。御参考まで付言させていただきます。

(4) 平成 30 (2018) 年度以降は、貴職は事務所費に政務活動費を充当していませんが、間違いはないでしょうか。また、差支えなければ、充当しなくなった理由を教えてください。

(5) 政務活動費マニュアルにおける「自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」との記述は、議員自身又は生計を一にする親族が所有する不動産については、賃貸借契約の形式をとったとしても、その場合の賃料を政務活動費として認めることはできないとの趣旨であると考えられます。この趣旨に沿えば、事務所として使用される不動産が法人所有の場合であっても、その法人を実質的に支配する株主らが議員自身又は生計を一にする親族である場合には、その場合も賃料を政務活動費として認めることはできないと同様に考えられます。

この点の解釈につき、貴職において御意見や御反論がある場合には、その内容を教えてください。

(6) 議会事務局から貴職に対し、本件に関して何らかの助言、指導等がありましたか。その有無を参考までに教えてください。なお、何らかの助言、指導等があった場合、その時期及び内容も分かれば、併せて参考までに教えてください。

2. 調査研究費について【福岡空港における県外活動について】

(1) 貴職からは令和 3 (2021) 年 11 月 12 日に福岡空港を訪問した旨の「政務活動費 県外活動報告書」が議長に提出されていますが、請求人は、貴職が当該日に福岡空港に調査に訪れた事実はないと主張しています。この点について反論がある場合には、その内容を教えてください。また、貴職が当該日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

- (2) 請求人は、福岡空港の担当者に確認したところ、当該日に貴職が福岡空港に訪れた記録は残っていないとの回答があった旨を主張しています。この点について反論がある場合には、その内容を教えてください。
- (3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されており、その間20分しかないことは不自然のようにも思われますが、実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。
- (4) 議会事務局から貴職に対し、本件に関して何らかの助言、指導等がありましたか。その有無を参考までに教えてください。なお、何らかの助言、指導等があった場合、その時期及び内容も分かれば、併せて参考までに教えてください。

調査票（回答用紙）

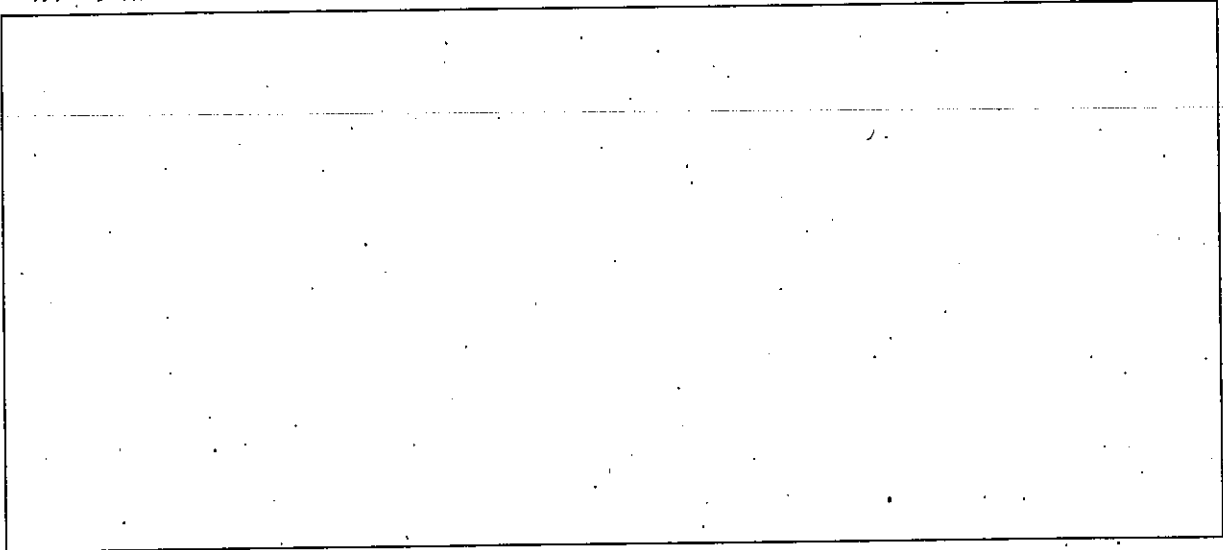
1 はじめに

- (1) 今回の2件の住民監査請求（事務所費に係るもの及び調査研究費に係るもの）に伴い、現状、以下の調査・確認が必要であると考えています。よろしく御回答ください。
- (2) 愛知県議会議長が定める政務活動費マニュアル（令和2年12月）（以下「マニュアル」といいます。）では、「事務所費」に関する留意点として、「事務所の購入については、充当は認められない。また自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」と明記しています。そして、監査委員は、政務活動費に関する住民監査請求に係る令和5年2月13日付けの監査結果において、「政務活動費を事務所費として充当することについて、議員又は議員と生計を一にしている親族が支配株主となっている法人所有の事務所については賃借料相当を計上することは認められないと解するのが相当である。」と示したところです。回答に当たっては、これらの点についても御留意ください。
- (3) また、マニュアルでは、「調査研究費」に関する留意点として、次の点を明記していますので、回答に当たっては御留意ください。
 - ア 海外において調査研究活動を実施した場合は政務活動費海外調査報告書を、県外において政務活動を実施した場合は政務活動費県外活動報告書を作成し、その目的、内容、成果等を明らかにする。
 - イ 政務活動内容が説明できる書類としては、会議等開催通知、案内状、報告書等が該当し、これらを整理保管しておく必要がある。

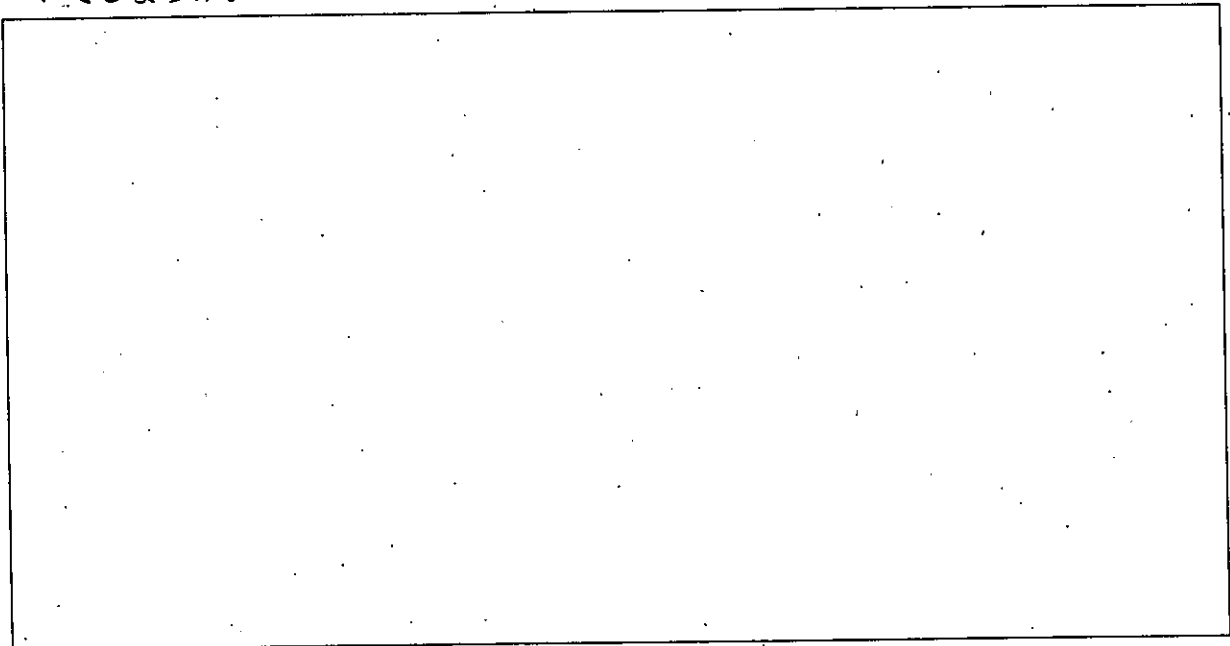
2 具体的な質問

1. 事務所費について【事務所として使用する建物等に関する権利等について】

- (1) 貴職は、平成 29 (2017) 年度において、事務所をその所有者である株式会社東洋観光 (以下「東洋観光」といいます。) から賃借されており、政務活動費の一部を賃借料として充当していたということで間違いありませんでしょうか。この点につき、事務所の賃借に係る賃貸借契約書の写しを御提出ください。



- (2) 平成 29 年度当時において、貴職は東洋観光の代表取締役であったことは間違いありませんでしょうか。



(3) 平成 29 年度当時において貴職が東洋観光の代表取締役であった場合、東洋観光の当時の株式所有関係についてお尋ねします。

ア 貴職は、平成 29 年度当時において東洋観光の株式を所有されていましたが、仮に、所有されていた場合、その株式数及び発行総数を教えてください。

--

イ 貴職以外の株主の中に、平成 29 年度当時において貴職の親族であり生計を一にしている方はいらっしゃいましたか。仮に、そのような方がいるのであれば、その方の氏名及び貴職との親族関係並びに所有する東洋観光の株式数及び発行総数を教えてください。

--

ウ ア及びイの質問に対しては、東洋観光の平成 29 年度の税務申告時の法人税申告書別表 2「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを提出していただくことが、株主の概要部分を確認するにあたり簡明と思われます。御参考まで付言させていただきます。

- (4) 平成 30 (2018) 年度以降は、貴職は事務所費に政務活動費を充当していないようですが、間違いないでしょうか。また、差支えなければ、充当しなくなった理由を教えてください。

- (5) 政務活動費マニュアルにおける「自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない。」との記述は、議員自身又は生計を一にする親族が所有する不動産については、賃貸借契約の形式をとったとしても、その場合の賃料を政務活動費として認めることはできないとの趣旨であると考えられます。この趣旨に沿えば、事務所として使用される不動産が法人所有の場合であっても、その法人を実質的に支配する株主らが議員自身又は生計を一にする親族である場合には、その場合も賃料を政務活動費として認めることはできないと同様に考えられます。

この点の解釈につき、貴職において御意見や御反論がある場合には、その内容を教えてください。

- (6) 議会事務局から貴職に対し、本件に関して何らかの助言、指導等がありましたか。その有無を参考までに教えてください。なお、何らかの助言、指導等があった場合、その時期及び内容も分かれば、併せて参考までに教えてください。

2. 調査研究費について【福岡空港における県外活動について】

- (1) 貴職からは令和3（2021）年11月12日に福岡空港を訪問した旨の「政務活動費 県外活動報告書」が議長に提出されていますが、請求人は、貴職が当該日に福岡空港に調査に訪れた事実はないと主張しています。この点について反論がある場合には、その内容を教えてください。また、貴職が当該日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

- (2) 請求人は、福岡空港の担当者に確認したところ、当該日に貴職が福岡空港に訪れた記録は残っていないとの回答があった旨を主張しています。このため、福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われますので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。

回答者 住所
氏名
